

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年5月23日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。



専決第 6 号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の  
課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例の制定につき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第  
1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の  
課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税  
免除に関する条例（令和 3 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で  
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税免除の額)</p> <p>第 3 条 前条の規定により課税免除となる額は、 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号) <b>第 1 2 条第 4 項</b>の表の第 1 号又は <b>第 4 5 条第 3 項</b>の 表の第 1 号の規定の適用を受ける家屋及び償却 資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後 において取得したものに限り、かつ、土地につ いては、その取得の日の翌日から起算して 1 年以 内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着 手があった場合における当該土地に限る。)に対 して課すべき固定資産税の額とする。</p>	<p>(課税免除の額)</p> <p>第 3 条 前条の規定により課税免除となる額は、 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号) <b>第 1 2 条第 3 項</b>の表の第 1 号又は <b>第 4 5 条第 2 項</b>の 表の第 1 号の規定の適用を受ける家屋及び償却 資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後 において取得したものに限り、かつ、土地につ いては、その取得の日の翌日から起算して 1 年以 内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着 手があった場合における当該土地に限る。)に対 して課すべき固定資産税の額とする。</p>

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

